

平成25年12月定例会

河合町議会会議録

平成25年12月11日 開会

河合町議会

平成25年第4回（12月）河合町議会定例会会議録目次

第3号（12月11日）

○議事日程.....	1
○本日の会議に付した事件.....	1
○出席議員.....	1
○欠席議員.....	1
○出席説明員.....	2
○欠席説明員.....	2
○議会事務局出席者.....	2
○開議の宣告.....	3
○委員長報告.....	3
○議案第46号、議案第47号の委員長報告、討論、採決.....	3
○議案第55号の委員長報告、討論、採決.....	6
○議案第48号の委員長報告、討論、採決.....	7
○報告第6号の質疑.....	9
○議員発議第3号の上程、質疑、討論、採決.....	12
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	14
○総務常任委員会の閉会中の継続調査.....	15
○閉会の宣告.....	15
○署名議員.....	16

平成25年第4回(12月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成25年12月11日(水)午前10時00分開会

- 日程第 1 議案第46号 平成25年度河合町一般会計補正予算について
- 日程第 2 議案第47号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第55号 権利の放棄について
- 日程第 4 議案第48号 河合町子ども・子育て会議設置条例の制定について
- 日程第 5 報告第 6号 平成25年度河合町土地開発公社補正予算の報告について
- 日程第 6 議員発議第3号 取り調べの全過程の可視化と検察手持証拠の全面開示を求める意見書
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 8 総務常任委員会の閉会中に継続調査について
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第8まで議事日程に同じ

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 馬場 千恵子 | 2番 | 杵本 光清 |
| 3番 | 吉村 幸訓 | 4番 | 岡田 康則 |
| 5番 | 森尾 和正 | 6番 | 池原 真智子 |
| 7番 | 西村 潔 | 8番 | 谷本 昌弘 |
| 9番 | 疋田 俊文 | 10番 | 中尾 伊佐男 |
| 11番 | 岡井 誠也 | 12番 | 辻井 賢治 |
| 13番 | 弓戸 猛 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	藤 岡 和 成
教 育 長	竹 林 信 也	総 務 部 長	竹 田 裕 昭
福 祉 部 長	中 尾 博 幸	住 民 生 活 部 長	梅 本 英 則
ま ち づ く り 推 進 部 長	東 正 次	教 育 部 長	井 筒 匠
総 務 部 次 長	澤 井 昭 仁	総 務 部 次 長	福 井 敏 夫
ま ち づ く り 推 進 部 次 長	堀 内 伸 浩	総 務 課 長	木 村 光 弘
税 務 課 長	岡 田 昌 浩	安 心 安 全 推 進 課 長	森 嶋 雅 也
住 民 福 祉 課 長	大 西 孝 幸	福 祉 政 策 課 長	杉 本 正 範
社 会 福 祉 協 議 会 課 長	上 村 豊	保 健 ス ポ ー ツ 課 長	門 口 光 男
住 民 生 活 課 長	西 浦 清 繁	環 境 衛 生 課 長	大 平 謙 治
都 市 整 備 課 長	中 山 雅 至	地 域 活 性 課 長	山 本 孝 典
上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅	教 育 総 務 課 長	御 輿 善 弘
生 涯 学 習 課 長	上 村 欣 也		

会議に従事した事務局職員

局 長	増 田 善 紀	主 事	堀 内 一 憲
-----	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（谷本昌弘） ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。
平成25年第4回定例会を再開します。
-

◎委員長報告

- 議長（谷本昌弘） これより本日の会議を開きます。
本日、議会運営委員会を開会していただいておりますので、森尾和正議会運営委員長より報告願います。

- 5番（森尾和正） はい、議長。

- 議長（谷本昌弘） 森尾議員。

- 5番（森尾和正） 本日、議会運営委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

本日の議事日程につきましては、議会運営委員会・総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続審査を一括上程し、先に上程しました議案審議終了後、逐条審議いたします。

以上報告を終わります。

- 議長（谷本昌弘） ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

- 議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決定しました。

◎議案第46号、議案第47号の委員長報告、討論、採決

- 議長（谷本昌弘） 日程第1 議案第46号、日程第2 議案第47号を総務常任委員会に付託しておりますので、中尾伊佐男総務常任委員長より報告を求めます。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 総務常任委員会の結果を報告します。

去る、12月3日の本会議において当委員会に付託されました議案第46号、第47号について、12月4日、委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第46号 平成25年度河合町一般会計補正予算については、歳入歳出一括で審議を行いました。

民生費のひとり親家庭等医療給付費の対象年齢と対象者数について質疑があり、18歳未満の子どもと親が対象で、母子が354名、父子が18名という答弁がなされました。

他にも、子ども・子育て支援事業費、小学校臨時事務員雇上料、中学校維持補修費などについての質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

議案第47号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については、理事者より説明を受け審議を行いました。

給与見直しによる削減額が年間約830万円ということだが、人件費以外に削減するところが他にあるのではないかについて質疑があり、あくまでも今回の削減については公社問題に対するけじめであり、毎年予算編成時には不要経費の見直しをしているという答弁がなされました。

慎重審議の結果、賛成多数で可決されることに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第46号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第46号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第46号を委員長報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第46号 平成25年度河合町一般会計補正予算については可決されました。

議案第47号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この特別職の職員及び一般職員の給与に関する条例ですけれども、この減給に対してですけれども、前回までの理由として健全財政のためということで行われていたかと思います。今回はそれに加えて、土地開発公社に対する問題に対してのけじめをつけるということで、提案されたと理解してるんですけれど、この条例では特別職プラス一般職員の部分にも及んでいるということで、特別職の給与の減給100分の10に対してはもともと健全化のために尽くさなければならない減給率だと思います。この条例一つにまとめてますけれども、4条については4条の部分だけ付け加えられてますので、一般職員の方が公社に対するけじめとしての責任として減らされてるっていう形になってるというふうに思うんですけれども、特別職の方の手当の分についても減給されて、その部分で減給された上でなおかつという状態に、その時点でまた一般職員の方についても考慮されたいと思うんですけれども、これだけでは、特別職と一般職と同時に提案されてるということで、この条例には反対せざるを得ないかなと思っています。

○7番（西村 潔） 異議あり。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 反対討論でございます。

昨日、一般質問で公務員の給与のあり方について、人事院勧告に従っているという、法律の下に従って行動するということでしたけども、今回のこの条例につきましてはその枠から外れてる訳です。要するに、公社に多大な損失を与えたというけじめをつけるという意味で、こういう条例が出てきた訳です。町長はいずれ責任を取らなければいけない。頭の中にありますということで、私の今までの一般質問の答弁の中でそうおっしゃってた訳ですね。今回、一般職も含まれてると、しかもこのけじめをつけるという考え方でございますけど、この責任の取り方がどうも私にはよく理解できない。これは土地開発公社に関わった人が全員職員さんが責任あるというふうには思えないんですね。だから、そういう意味ではこれを一般職といいますか、5級以上の方を対象にしてるということですけども、どうもこの内容が、例えば住民とかに説明する時に、公社の損害が発生したがために5級以上の人がそうなったんだということで、表面的には「あ、そうですか」という感じになるんですけど、よくよく考

えてみたら、責任というのはやはり全職員さんに当たるかどうかという疑問ですし、20年もかかってきた土地開発公社の事業がですね、ないとは言えませんがその辺のところの考え方がひじょうに不透明であるので、私としては先ほど馬場議員もおっしゃってましたけれども、この中身についてはひじょうに疑問であるし、それからけじめをつけるということでこのまま終わってしまうと、どうしても後責任の本質的なところが見えてこなくなるということで、私は給与というものはそう簡単には上げ下げする訳にはいかへんので、きちっとした形で出さないといけないと。もちろん責任になりますと、議会も責任あるんじゃないかという話になってきます。私も責任取らんといかんということになってくる訳ですけども、そういう意味で今回こういう形で責任を5級以上の方に負わせてやるという案について、私は反対させていただきます。

○議長（谷本昌弘） これより議案第47号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第47号を委員長報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第47号 特別職の職員及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定については可決されました。

◎議案第55号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第3 議案第55号を総務常任委員会に付託しておりますので、杵本光清総務常任副委員長より報告を求めます。

本案については、地方自治法第117条除斥の規定により、中尾伊佐男議員、弓戸猛議員の退場を求めます。

（10番 中尾伊佐男、13番 弓戸 猛 退場）

○2番（杵本光清） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 杵本副委員長。

○2番（杵本光清） 総務常任委員会の結果を報告いたします。

去る、12月3日の本会議において当委員会に付託されました議案第55号について、12月4

日、委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第55号 権利の放棄については、理事者より説明を受け審議を行いました。

慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告を終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第55号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより議案第55号の採決を行います。

本案に対する副委員長報告は可決です。

議案第55号を副委員長報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数であります。

よって、議案第55号 権利の放棄については可決されました。

中尾伊佐男議員、弓戸猛議員の入場を許します。

（10番 中尾伊佐男、13番 弓戸 猛 入場）

◎議案第48号の委員長報告、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第4 議案第48号を厚生常任委員会に付託しておりますので、岡井誠也厚生常任委員長より報告を求めます。

○11番（岡井誠也） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 岡井議員。

○11番（岡井誠也） 厚生常任委員会の結果を報告します。

去る、12月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第48号について、12月4日に委員会を開会いたしましたので、その結果を報告いたします。

議案第48号 河合町子ども・子育て会議設置条例の制定については理事者より説明を受け、審議を行いました。

この条例の目的、具体的な内容について質疑があり、認定子ども園・幼稚園また保育所の

定数を定めたり、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施設の実施状況を調査・審議するというので、今後予定している子ども・子育て支援計画の策定等も審議するという答弁がなされました。

他にも、対象年齢、会議委員の選任方法について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。慎重審議の結果、全員賛成で可決することに決しました。

以上、報告終わります。

○議長（谷本昌弘） 議案第48号について、討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この子ども・子育て会議の設置ですけれども、この設置については努力義務というふうな位置づけになっています。7月1日現在ですけれども、全国的には35%の設置です。広陵町は9月議会で設置されるというふうになっています。9月、12月の議会において51%の自治体が、団体が設置する方向にあるというふう聞いています。河合町においても、この子ども・子育て会議の役割とか位置づけとかが明確になっていない。そういった中での設置となるということで、町としての方針の中に幼保一元化というのが上げられていると思いますけれども、それが幼保一元化と一言で言いますけれども、認定子ども園という形がいいのか、総合子ども園という形がいいのか、また具体的に子育て支援についてはどのような計画で進めていくのかなど、そういった多くの課題がたくさん山積みされていると思います。こういった中で、河合町にとってどういう形の幼保一元化がいいのかということをも十分検討していただいて、また今行われているサービスですか、そういったことも低下させる後退させることのないようにしていただきたいというふうに思います。また、自治体の責任とかがあいまいになっていくというふうに懸念してはるんですけれども、これは町があいまいにするんじゃなくって、この子育ての新システムそのものがいろいろ問題も含んでいますので、その点も十分踏まえていただいて設置に向けて検討していただくことが大切かと思えます。またこれから、ニーズの調査とかが行われていくと思いますけれども、表面的というか、表に出てきたニーズだけを掌握するのではなくって、声にならないようなニーズっていうか声なき声にも耳を傾けたニーズにも十分配慮していただいて進めていただきたいというふうに思います。もちろん、その当事者の声は大切ですので、それプラス一般の方の町民の方々の意見も聞くということで進めていただきたいなと思います。この子ども・子育て

会議の設置で河合町における子育て支援が一層充実することに期待をいたしまして賛成の討論にしたいと思います。

○議長（谷本昌弘） これより議案第48号の採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第48号を委員長報告どおり決定することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 全員であります。

よって、議案第48号 河合町子ども・子育て会議設置条例の制定については可決されました。

◎報告第6号の質疑

○議長（谷本昌弘） 日程第5 報告第6号 平成25年度河合町土地開発公社補正予算の報告についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 解散に向けての補正予算が組まれたということで、ひじょうに技術的なことの質問をさせていただきます。

まず1ページの2条のところ、当初処分面積に補正面積として31,481.16が補正されて、合計で32,564.12面積になったと。補正のこの面積というのは今持つてる特定土地、公有土地を合算したものだ、これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、収入のところ、補正予算で2,373万円の減額、これは借入が途中で減ったということですけど、これの当初の利率に対して案分期間があると思いますけど、返済を実行した時期だと思います。その時期とその計算式を開示してください。

資本的収入及び支出のところ、収入のところ、28億3,590万の減額。これは借入金の減少ということですけども、これの説明を5ページと関連してきますけど、この説明。同じく支出のところ、28億6,590万、これも償還金だと思うんですけど、これ3,000万の違いがあ

る訳です。この差額の説明ですね。おそらくは土地の売却に関連したやつと思いますけど、このことについて。それから資本のところ、補正で補正後が1億1,000万になってると。これの意味について説明をお願いしたい。

それから7ページのところで、これ貸借対照表になってる訳ですけども、これは解散直前の状態だと思いますけど、これが解散された場合に資本金・準備金の処理はどうなるのかについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 総務課長。

○総務課長（木村光弘） ただ今のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1ページの補正後の面積につきましては、議員おっしゃるとおり特定土地・公有土地等合わせたすべての面積が補正后面積というような形になっております。利子補給金のマイナス2,373万という当初の5,513万の計算式とかいうお話があったと思いますが、それにつきましては当初利子補給として4月1日から3月31日までの利息分というような形で計算をしておりました。額は当初の5,513万というような形になっておりまして、今回10月末での代位弁済されたことによりまして、12ヶ月が7ヶ月になって5ヶ月分が短縮されたという形での利子補給がマイナスという形で減額するものでございます。2ページの資本金、28億3,590万円借入金という形ですが、これは今年度中に借入を予定しておりました額でございますが、一応3,000万、下の支出との28億6,590万との3,000万との差は当初に公社の土地3,000万の売却を予定しておりましたので、その差額が3,000万という形で出ております。

それと1億1,000万という補正後の額の件でございますが、これにつきましては葛城清掃事務組合から借り入れをして、南都に1億1,000万を償還しております。借り換えという形になっております。

最後の7ページの資本金のところの最後に残る残余金でございますが、一応最終的に今のところで1,874万1,000円という形で財産等が残る予定をしております。これにつきましては、土地開発公社の定款第24条第2項に定めてありますので、河合町の帰属という形になりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○7番（西村 潔） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 西村議員。

○7番（西村 潔） 第2条のところで、これ補正で上げてるんですよ。用地の処分面積ということで、この25年度ですでに処分した物と新たに補正を上げてる意味がよくわからない。要するに、トータルでこの補正後の面積が上げてるけど、これはどういうことなの。もともとこれは補正する前に土地を保有してる訳ですからね。だから第2条（2）の用地処分面積をここで補正する理由については私も理解がちょっとできてないんで、その説明。それから利子のことにつきましては、この借入先が二つある訳ですね、南都銀行と葛城清掃事務組合。これひっくるめてなってるかどうかということで、南都銀行は1.975葛城清掃事務組合は0.46となってる訳ですね。それぞれ違うということですね。それをひっくるめての補正、利子の借入の戻りと言いますかね、不用な額を計上してるのかどうかの、それが確認ですね。先ほど1億1,000万残ってると、これまだ補正後残ってるということになると思いますね、貸借対照表ではこれはそういう金額は出てこないのか、BSだけの問題なのかですね。これはいつ返済するのかということですね。どこからこれを返済するのかというところで、このところは第4条はゼロになる訳ですねよ、本来ならば。だけどそれは解散をした時点でゼロになるように私は理解しますが、その点についての説明をお願いしたいと思います。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○議長（谷本昌弘） 総務課長。

○総務課長（木村光弘） 面積でございますが、当初処分面積で上げております数値につきましては当初予定しておりました町への買い戻しとしての処分面積でございます。補正後の面積というのは先ほど言いましたように、すべての公社が保有している面積でございますが、これにつきましては代位弁済されたことによりまして、公社は町へその分に対しての土地の代物弁済を行うという形ですべての土地、補正後が処分面積という形で取っておりますので、補正後の面積は土地開発公社のすべての土地の面積という形で記載されております。

利子補給金の額でございますが、議員おっしゃるとおり葛城清掃事務組合また南都両方合わせての分でございます。それと1億1,000万でございますが、1億1,000万につきましては4月1日に葛城清掃事務組合から借入れをしましてその分を南都のほうに償還金として返してるという借り換えをしておりますので、財政上そういうような処理をしておりますからこちらのほうでは数字として1億1,000万という形で残ってくるという形になっております。

○議長（谷本昌弘） 他に。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 2ページの第4条の部分なんですけれども、28億6,590万円の補正予算がマイナスで入ってると思うんですけれども、葛城清掃組合と南都銀行との内訳をちょっと教えてもらいたいと思います。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 28億6,590万円の内訳でございますが、南都の分につきましては26億3,090万円、葛城清掃事務組合につきましては2億3,500円という内訳になっております。

○議長（谷本昌弘） 他に。

○1番（馬場千恵子） はい。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） そしたら1億1,000万円以外にもまだあったということですか。

○総務課長（木村光弘） はい。

○議長（谷本昌弘） 木村課長。

○総務課長（木村光弘） 前年度におきまして1億2,500万円という葛城清掃のほうから借入れをしております。今年度におきまして1億1,000万という形で借入れをしましたので、2億3,500万円という形になっております。

○議長（谷本昌弘） 他にございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

よって、報告第6号 平成25年度河合町土地開発公社補正予算の報告については報告済といたします。

◎議員発議第3号の上程、質疑、討論、採決

○議長（谷本昌弘） 日程第6 議員発議第3号 取り調べの全過程の可視化と検察手持証拠の全面開示を求める意見書についてを議題とします。

お手元に配布のとおり、所定の賛成者があります。

提出者の馬場千恵子議員の説明を求めます。

○1番（馬場千恵子） 議長。

○議長（谷本昌弘） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） それでは報告します。

議員発議第3号 平成25年11月29日。河合町議会議長 谷本昌弘殿。提出者 河合町議会議員 馬場千恵子。賛成者 河合町議会議員 西村潔。賛成者 河合町議会議員 杵本光清。取り調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書。上記の議案を別紙のとおり、議会規則第13条の規定に基づき提出いたします。

取り調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書。

2009年5月から裁判員裁判が始まり、市民から選ばれた裁判員も自白が強要されたものかどうか信用できるかどうかなどを判断しなければならない。

最近、足利事件や布川事件など相次いで再審無罪が確定し、密室の取調室で自白を強要する捜査のあり方に国民から強い批判の声があがっている。現在、わが国では取調室で何があったのかを検証する方法がないまま、取調官が行った「自白調書」が裁判では重要な証拠として扱われ、多くの冤罪を生み出している。現在のような取り調べが続けば、裁判員もウソの「自白」に引きずられ、冤罪に加担してしまうおそれがある。

また、厚生労働省元局長事件では、大阪地裁特捜部がウソの供述を強要した違法捜査が明らかになり、さらに証拠資料の改ざんが発覚し、検察に対して厳しい批判の声があがって、関係した検察官の処罰が行われました。冤罪の悲劇を繰り返さないためにも、取り調べの全面可視化と検察官手持ち証拠の開示はまった無しの緊急の課題です。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取り調べの一部可視化を実施し、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。しかしながら、一部可視化は冤罪をさらに生み出す危険がある。

可視化を求める国民の声の高まりを受けて、法相は取り調べの可視化の法制化など捜査・公判のあり方の見直しについて、法相の諮問機関である「法制審議会」に諮問した。

しかし、今なお冤罪が生み出されている下で、一刻も早く適正な取り調べを確保する必要がある。

同時に冤罪事件のもう一つの重要な要因に検察の証拠隠しがある。2011年5月24日に43年ぶりに無罪判決が確定した布川事件や、2011年11月7日に15年ぶりに再審、無実が確定した東電OL殺人事件のように、検察が被告人の無罪を立証する証拠の数々を隠し持っていたことが裁判を誤らせ、冤罪を長引かせた大きな要因となっている。

したがって、裁判所が公正な判断を行うためには検察の手持ち証拠の全面開示が不可欠と

なる。

よって、国におかれては録音・録画による取り調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月11日。奈良県北葛城郡河合町議会。

○議長（谷本昌弘） 討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

これより、議員発議第3号の採決を行います。

議員発議第3号 取り調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書に賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（谷本昌弘） 多数でございます。

よって、議員発議第3号 取り調べの全過程の可視化と検察手持ち証拠の全面開示を求める意見書については可決されました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎総務常任委員会の閉会中の継続調査

○議長（谷本昌弘） 日程第8 総務常任委員会における所管事項の閉会中の継続調査の件を議題とします。

総務常任委員長から会議規則第73条の規定により、「所管事務に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（谷本昌弘） お諮りします。

以上で、今期定例会に附議されました案件はすべて議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（谷本昌弘） ご異議なしと認めます。

よって、平成25年第4回定例会は、ただいまをもちまして閉会することに決しました。

閉会 午前10時38分

